

職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の確かな表示等に関して適切に対処するための指針（平成十一年労働省告示第四百四十一号）

改正案	現行
<p>第一 趣旨</p> <p>この指針は、職業安定法（以下「法」という。）<u>第三条、第五条の三、第五条の四、第三十三条の六及び第四十二条</u>の定める事項等に関し、職業紹介事業者、労働者募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が適切に対処するために必要な事項について定めたものである。</p> <p>第二 四（略）</p> <p>第五 法<u>第三十三条の六</u>に関する事項（職業紹介事業者の責務）等</p> <p>一 四（略）</p>	<p>第一 趣旨</p> <p>この指針は、職業安定法（以下「法」という。）<u>第三条、第五条の三、第五条の四、第三十三条の五及び第四十二条</u>の定める事項等に関し、職業紹介事業者、労働者募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が適切に対処するために必要な事項について定めたものである。</p> <p>第二 四（略）</p> <p>第五 法<u>第三十三条の五</u>に関する事項（職業紹介事業者の責務）等</p> <p>一 四（略）</p>